

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と 独立行政法人化に向けての横断的事項に関する方針（案）

平成15年5月13日

原子力委員会は、原子力研究開発における日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の重要性に鑑みて、昨年4月2日に「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)を、昨年12月17日に「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての各事業の重点化及び運営等に関する方針」(以下「個別的分野の方針」という。)をとりまとめた。

この「基本的な考え方」及び「個別的分野の方針」を踏まえて、現在、文部科学省をはじめとする関係機関において新法人設立に向けた具体的検討が進められているところであり、原子力長期計画に基づく役割を踏まえた事業の重点化等について具体化がなされることを期待する。

一方、「基本的な考え方」に示した「横断的事項」(組織運営、研究評価の充実、透明性の一層の向上、安全確保への貢献、産学官の連携強化、大学との人材育成面での連携強化、国際協力・核不拡散への貢献、廃棄物処理・処分方策の確立等)については、「個別的分野の方針」をとりまとめた際に、さらに議論を深めて方針を示すこととしていたが、このたび、有識者との意見交換などを行い、内容をより具体化し、その方針を示すこととした。

新法人は、従来より引き続き、原子力長期計画に沿って、我が国の原子力研究開発の中心的役割を担うものであるが、その廃止・統合においては、従来の設置法に捉われることなく、改めて、原子力長期計画に沿った自らの行うべき事業、保有すべき機能に立ちかえり、原子力委員会がこれまでに示した基本的な考え方及び方針も踏まえつつ、事業の重点化が行われ、更にその事業内容に応じた適切な組織構成・運営の仕組みを有する原子力研究開発機関として設立されることが求められる。新法人は、「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの幅広い研究開発を実施することとなる。その際、「基礎・基盤的な研究開発」や「プロジェクト型研究開発」など、各々の研究開発の性質に応じて、適切な組織構成や運営が行われることが不可欠であるが、それにとどまらず、統合によるシナジー効果の発揮を目指し、我が国の原子力研究開発

の一層の発展に資するよう、「先進性、一体性及び総合性」を備えた研究開発機関としての運営が行われることを切に求める。

横断的事項の方向性

(1) 組織運営

新法人は、その組織運営においては安全確保が大前提であり、教育・訓練の徹底等による運転管理体制の強化
事故教訓の学習と反映等による安全確保の基盤整備
日常の安全確保対策を通じた事故の未然防止及び事故が起きた場合に備えた事前の対応策の確立等による危機管理体制の確立
等による安全確保対策が図られるべきである。

また、新法人では「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの幅広い範囲を包含する総合的な原子力研究開発が行われるため、資金、人材等の資源配分に当たっては、それぞれの研究開発の内容に応じた全体のバランスのとれた運営が行われるとともに、より一層の組織全体の活性化に努めつつ、明確な経営方針と経営者の強力なリーダシップの下、研究所・事業所横断的な運営が可能となる責任体制の構築が必要である。

(2) 研究評価の充実

新法人が行う研究開発の性質の多様性に着目しながら、これまで以上に厳正な研究評価が行われるよう、評価制度の充実を図っていくことが必要である。その際、特に、「基礎・基盤的な研究開発」については、プロジェクト化に際し、厳正な研究評価、実用化の見込み等の評価が行われることが必要である。

また、研究者のオリジナルなアイデアや成果を大切にすることが、研究の推進力となり、研究成果の質の向上が期待できる

(3) 透明性の一層の向上

新法人が、国民から幅広い支持を得るとともに、立地地域の理解と協力が得られるよう、これまで以上に透明性の向上を図る観点から、地元をはじめ国民に対して、これまでに実施してきた情報公開や外部評価の一層の充実、立地地域への広聴・広報活動など理解促進活動に努めることが必要である。

その際、事業目標や研究成果等の活動状況についてわかりやすく積極的に公表することが必要である。

(4) 安全確保への貢献

先進的な研究開発の一環としての安全研究、安全確保のための科学的・技術的基盤の構築を含む、安全規制・防災対策への支援につながる安全研究の両面において、引き続き、客觀性・透明性を堅持しつつ、新法人がこうした役割を担っていくことが、安全確保を大前提とした、我が国における原子力研究開発の一層の発展のためには必要不可欠である。

その際、新法人が外部からの要請に応じて行う安全研究については、外部資金の確保に努めつつ行われるべきである。

(5) 産学官の連携強化

原子力分野は、エネルギー供給にとどまらず、放射線利用なども含む、極めて広がりの大きい分野であり、原子力研究開発において、産学官の連携強化を図っていくことは、原子力分野はもとより、他の分野の産業競争力の強化という観点からも重要であり、新法人がその重要な一翼を担うことが必要である。

原子力科学技術の発展には、広範な基礎科学的基盤を有する大学との連携が不可欠であり、大学関係者の新法人での短期滞在の機会を増やし、それぞれの研究開発目標をより効率的に達成すべく、交流を一層活発にしていくことが重要である。

産学官の連携強化を図るに当たって、円滑な技術移転や研究開発成果の迅速な産業化を図るため、技術移転先が特定される技術については、関係者間で技術移転についての考え方を整理し、新法人は、産業界の事業の進展の程度に応じ、その要請を考慮しつつ自らの役割を明確化し、関係者の一体となった取り組みを行うことが重要である。また、今後の研究開発の進捗を踏まえた上で産業化について検討されるものについては、ニーズの把握、マーケット開発を念頭においた取り組みが不可欠であり、これに対応した組織運営が必要となる。

(6) 大学との人材育成面での連携強化

原子力分野においては、これまでの大学における原子力学科・大学院に加え、原子力施設立地地域の特性を活かし、地域密着型の大学院を設置する動きが新たにある。新法人はこれら大学との人材育成面での連携強化を図ることが重要であり、円滑な相互協力がなされるよう組織運営上の配慮がなされるべきである。

また、大学教育における放射性物質を取り扱う施設（ホット

施設)や設備の取扱いの機会の減少が指摘されていることを踏まえ、新法人の研究施設や設備を学生の教育や研究に利用できるよう、施設の共同利用が重要である。その際、新法人は、施設等の提供にとどまらず、大学との共同研究を行う形態が望まれる。

(7) 国際協力・核不拡散への貢献

新法人が行う国際協力は、厳に平和利用に限ることを前提に、我が国と諸外国の双方の原子力開発利用の発展に貢献する原子力平和利用の高度化

核不拡散体制の強化への貢献としての国際協力

これまで我が国が蓄積してきた知見を基に、原子力利用を進めつつあるアジアその他の地域あるいは国際機関における技術面、人材育成面での協力

を主体的、主導的に進めることが重要である。

その実施に当たっては、必要な資金、人材の確保が適切な方法で行われるべきである。

また、国際協力の成果について厳正な評価が行われるよう、その仕組みの検討が必要である。

(8) 廃棄物処理・処分方策の確立

新法人が、将来に向けて、立地地域をはじめ国民の理解を得て、原子力研究開発を推進していくためには、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置を着実に進めることが必要である。

そのため、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置も自らのミッションとして行うよう、そのための経費を確保するため、区分経理の要否、将来に向けた積み立ての要否等に関する検討を行うべきである。

また、放射性廃棄物の処理・処分方策については、発生者責任の原則の下で、国においても引き続き検討を行い、その方策の確立を目指していくことが必要である。

なお、原子力委員会と新法人の関係については、既に「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての各事業の重点化及び運営等に関する方針(平成14年12月17日原子力委員会)」において、原子力委員会は新法人の研究開発の方向について今後も継続して必要な関与を行っていくべきと考え、具体的には、

主務大臣による新法人の中期目標の策定に当たっては、原子力委

員会の定める原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画に基づかなければならぬことを明らかにすること。

主務大臣による新法人の中期目標の策定、中期計画の認可等に当たっては、原子力委員会が企画、審議し、決定する国の原子力政策に基づいているかとの観点から、あらかじめ原子力委員会の意見を聽かなければならぬことを明らかにすること。

新法人の事業の実施に関するものについては、その内容が原子力委員会が企画、審議し、決定する国の原子力政策に基づいているかとの観点から、引き続き関係行政機関の調整を行うとともに、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて主務大臣に勧告することとすること。

新法人の理事長及び監事の任命・解任については、引き続き原子力委員会の主務大臣への関与を明らかにすること。

等について検討を行う必要がある。